

求職者支援制度における 訓練の在り方について

求職者支援制度の創設に係る論点（素案）

I. 位置づけ

① 納付の位置づけをどのように考えるか。

- 雇用保険制度における納付は個人に着目した納付となっている。一方、生活保護制度における納付は世帯に着目した納付となっている。

【委員からの主な意見】

- ・ 「I. 位置づけ」については、求職者支援制度の政策や目的をどこに置くのかを考えることが必要。
- ・ 「I. 位置づけ」の「①納付の位置づけ」については、過渡的な納付と考えるか否かも1つのポイント。
- ・ 恒久的な制度を考える上では、持続可能性・公平性に留意することが必要。

II. 訓練

① 納付の対象となる訓練のあり方についてどのように考えるか。

- 現行の緊急人材育成支援事業では、公共職業訓練や基金訓練（民間の教育訓練機関を認定）を納付の対象となる訓練としている。

② 必要となる訓練の量・種類の確保、訓練量について地域差が少なくなるような実施体制についてどのように考えるか。

- 主として職業能力開発分科会において検討することとなるが、雇用保険部会としてそこでの議論も踏まえどのように考えるか。

【委員からの主な意見】

- ・ 「II. 訓練」については、訓練実施機関に対する奨励金のあり方をどのように考えるかについても論点として加えた方がよいのではないか。

III. 納付

① 対象者についてどのように考えるか。

- 現行の緊急人材育成支援事業は、雇用保険の適用がなかった者、雇用保険の受給が終了した者、自営廃業者等を制度の主たる対象者としている。

【委員からの主な意見】

- ・ 現行の緊急人材育成支援事業において、学卒未就職者を対象者とすることについては、緊急施策としてやむを得ないが、恒久的な求職者支援制度を創設するにあたって、学卒未就職者を対象者とすることについては、議論が必要。
- ・ 対象者を考える上では、訓練を受講するための要件と納付金を受給するための要件について、それぞれ整理する必要がある。
- ・ 65歳以上の者の取扱はどうするかなど、年齢要件についても明確化すべきではないか。

② 納付要件についてどのように考えるか。

- 現行の緊急人材育成支援事業における納付要件は、公共職業安定所長に指示された訓練に8割以上出席していることに加え、
 - ・ 世帯の主たる生計者であること、
 - ・ 個人の年収が200万円以下であり、かつ世帯全体の年収が300万円以下であること、
 - ・ 世帯全体で保有する金融資産が800万円以下であること、
 - ・ 現在住んでいる土地・建物以外に、土地・建物を所有していない者であること
 などとしている。

【委員からの主な意見】

- ・ 世帯の主たる生計者要件を設けると、論理的には世帯に対する給付となるのではないか。
- ・ 恒久的な制度を創設するに当たっては、世帯の主たる生計者要件は外してもよいのではないか。
- ・ 年収要件を設けた場合、収入の調整を行うことにより、労働のインセンティブを阻害するおそれがあるのではないか。

③ 給付額についてどのように考えるか。

- 現行の緊急人材育成支援事業における給付額は、単身者であれば1ヶ月に10万円、被扶養者を有する者であれば1ヶ月12万円となっている。

【委員からの主な意見】

- ・ 「Ⅲ. 給付」については、生活給付だけでなく、訓練実施機関への交通費を支給する通所手当や訓練が始まるまでの間に手当を支給する待期手当など、給付の種類についても考える必要があるのではないか。
- ・ 「Ⅲ. 給付」の「③給付額」については、地域差を認めるか否かということや、雇用保険の失業給付の金額との関係をどのように考えるかということもポイント。
- ・ 求職者支援制度は拠出制の雇用保険制度とは異なるので、雇用保険と同様の待期手当までつける必要はないのではないか。

④ 給付期間

- 当初、緊急人材育成支援事業は3年間の暫定措置として実施することとされており、訓練を受講している期間のうち、2年分について給付を支給することとしている。

IV. その他

① 適正な給付のための措置についてどう考えるか。

- 緊急人材育成支援事業は3年間の暫定措置として実施することとされていたため、多年に渡り繰り返し受給するような者を防止する措置は特段設けられていない。

② 新たに安定的な財源を確保することが必要となるがどのように考えるか。

求職者支援制度上における訓練の在り方に係る論点（議論のたたき台）

1. 訓練の目的

- 求職者支援制度において実施する訓練の目的について、どう考えるか。

2. 対象者の範囲

- 訓練の受講対象者の範囲を、どう考えるか。

【委員からの主な意見】

- 雇用保険を受給できない者のうち、過去の就業状況、年齢層等にかんがみ、どのような属性の者を訓練の対象として考えるか。

- 訓練を実施する目的に照らして、個々の受講者のどのような点に着目するか。

3. 訓練の設定と実施機関の確保

①訓練コースの設定

- どのような内容、性格及び水準の訓練を設定すべきか。

【委員からの主な意見】

- 基金訓練においては、就職に直結する訓練のほか、公共職業訓練では実施していないような基礎力習得のための訓練も実施しており、このような訓練をどう考えるか。

②訓練の規模

- 訓練の規模について、どう考えるか。

③訓練実施機関の属性とその確保

- 各地域において、必要な内容及び規模の訓練を確保していくためには、どのような訓練実施機関を対象とすべきか。

- 訓練実施機関の確保、コース設定及び奨励の在り方について、どう考えるか。

【委員からの主な意見】

- 地域によって教育訓練機関の設置状況に偏りが見られることについて、どのように考えるか。

4. 求職者の訓練への誘導と修了後の就職支援

①対象となる求職者を適切に訓練へ誘導するための措置

- 対象求職者の選別及び適切な訓練への誘導方法について、どう考えるか。

②訓練受講者への就職支援の実施

- 訓練実施機関における訓練受講者への就職支援について、どう考えるか。

5. 訓練の評価と効果的な訓練の実施のための措置

- 訓練実施の効果について、どのような基準により評価すべきか。

- より効果的な訓練が実施されるためには、どのような方法があるか。

【委員からの主な意見】

- 受講者が訓練を最後まで適切に受講するよう、動機付けが必要ではないか。
- 現行の基金訓練の奨励金に相当する仕組みの在り方について、十分な検討が必要ではないか。

6. 訓練の事業運営体制の確保

- 求職者支援制度における訓練の事業運営体制について、どう考えるか。

7. その他

- 上記の論点に係る議論を踏まえ、現行の公共職業訓練との役割分担をどう考えるか。

緊急人材育成支援事業における対象者

()内は22年度目標受講者数

公共職業訓練
(22万人)

基金訓練(15万人)

訓練開始予定の日において、次のいずれにも該当する者

- ① 安定所に求職申込みを行っている者
- ② 現在有する技能、知識、職業経験等と労働市場の状況から判断して基金訓練を受講することが適当と判断され、キャリア・コンサルティングを経て安定所長による受講勧奨を受けた者
- ③ 訓練を受けるために必要な能力等を有する者
- ④ 公共職業訓練の受講修了後1年未満でない者
- ⑤ 従前に受講した基金訓練又は公共職業訓練の期間と、新たに受講しようとする基金訓練の期間が合計して24ヶ月を超えない者

※ 基金訓練は、制度の趣旨上、雇用保険を受給できない求職者に対して職業訓練機会を提供するために実施するものであるため、雇用保険受給資格者については、原則として対象としない。ただし、例外として、職業能力、求職条件等にかんがみて、公共職業訓練には受講可能なコースがない場合であって、公共職業訓練よりも基金訓練の受講が適切と判断される場合には、基金訓練の対象者として差し支えないものとしている。

訓練・生活支援給付

以下のいずれにも該当する者

- ① 公共職業安定所長のあっ旋により、基金訓練または公共職業訓練を受講している者(※1)
- ② 雇用保険や職業転換給付金を受給できない者
- ③ 原則として申請時点の前年の状況で世帯の主たる生計者であること(※2)
- ④ 年収が200万円以下(※3)であり、かつ、世帯全体の年収が300万円以下であること
- ⑤ 世帯全員で保有する金融資産が800万円以下であること
- ⑥ 現在住んでいる土地・建物以外に、土地・建物を所有していない者

※1 8割以上の出席が必要。

※2 前年の状況で世帯の主たる生計者でなくても、(1)3年前までのいずれかの1年間において世帯で最も収入が多かった者、(2)3年より前であっても、連続する2年間において、①世帯で最も収入が多かった者、②または独立して生計を営んでいた者については認められる。また、世帯の構成員がすべて年収200万円以下であれば、収入の多寡に関わらず認められる。(ただし1世帯1名)

※3 申請時点で200万円以上であっても、離職などによって年収見込が200万以下になる場合は認められる。